



### 「マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意」

(独立行政法人国民生活センター発行「見守り新鮮情報第235号」より転載)

**■相談内容**  
**事例1** 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。  
**事例2** 若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きしたか」との電話があった。「まだしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」と言われ、不審に思った。  
**■アドバイス**  
 マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況などを聞くことはありません。不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。少しでも疑問や不安を感じたら、早めに窓口に相談しましょう。

**■相談窓口**  
**海田町消費生活相談コーナー**  
 ☎823-9219  
 受付◆月～金曜日9時～17時(祝日を除く)  
 木曜日は、消費生活相談員がいます。  
**場所◆役場2階町民サービス室**  
**広島県生活センター**  
 ☎223-6111  
 受付◆月～金曜日9時～17時(祝日を除く)  
**場所◆広島市中区基町10-52**  
 (県庁農林庁舎1階)



広島南年金事務所  
☎253-7710

### ～国民年金保険料の後納制度～

過去5年間に国民年金保険料の納め忘れがある人は、申し込みにより国民年金保険料を納めることができます。(平成30年9月30日まで)  
 後納制度を利用することで、年金額が増えたり、年金の受給資格を得られる場合があります。この機会にぜひ後納制度をご利用ください。  
 詳しくは国民年金保険料専用ダイヤル、広島南年金事務所まで問い合わせてください。

**<ご利用いただける人>**  
 ①20歳以上60歳未満で、5年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある人。  
 ②60歳以上65歳未満で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある人  
 ③65歳以上で、年金受給資格がなく任意加入中の人など  
 ※納めていただく保険料には、当時の保険料額に加算がつきます。  
 ※60歳以上で老齢基礎年金を受給されている人などご利用できません。

### すでに健診を受けられた人へ

### ～健診結果相談会(個別相談)のお知らせ～

住民課 ☎823-9206  
☎823-9627

皆さん、健康管理のために健診を受けられていますか？  
 結果はいかがでしたか？  
 皆さんの健診結果と生活について、個別相談会を開催しますので、ぜひ参加してください。  
**日時◆**12月10日(木)10時～12時 **場所◆**福祉センター  
**持参物◆**健診結果票 **申し込み◆**開催日の前日までに電話で住民課へ  
 ※一人あたり30分程度の予約制です。

### わたしたちの国保「医療費のお知らせについて」

住民課 ☎823-9206  
☎823-9627

海田町国民健康保険で受けた医療費などの額について、2カ月に一度はがきでお知らせしています。このはがきには、受診年月・受診した医療機関・受診者・入院外来の別などに加えて、治療にかかった医療費の総額(10割分)が記載されています。薬局については、薬を受けた回数に記載されます。このはがきは、適正な医療を受けてもらうために送付しています。内容を確認の上、医療費の適正化にご協力いただくとともに、健康管理に役立ててください。

### 「人権の花」贈呈式

社会福祉課 ☎823-9207  
☎823-9627

「こころをこめて花を育てることで、思いやりの気持ちを育ててもらいたい」という願いをこめて、町内各小学校で人権教室を開催し、海田町人権擁護委員からヒヤシンスの球根が贈られました。  
 贈呈式の後には、人権イメージキャラクター「人KENまもる君」や「人KENあゆみちゃん」が子どもたちと交流して、「友達を大切にしよう」というメッセージを伝えました。



▲人権イメージキャラクター「人権まもる君」

### 人権相談所を開設します

社会福祉課 ☎823-9207  
☎823-9627

人権について悩みごとがありましたら一人で悩まずご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。  
**日時◆**12月3日(木)10時～15時  
**場所◆**福祉センター  
**内容◆**いじめ・体罰・家庭・近隣関係・登記などで人権に関する問題  
**相談員◆**海田町人権擁護委員ほか  
**申し込み◆**不要

### 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業について

社会福祉課 ☎823-9207  
☎823-9627

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。(補聴器購入後の申請は助成の対象外です)  
**対象者◆**次のすべての条件を満たす方  
 ○町内に住所がある18歳未満の難聴児  
 ○両耳の聴力レベルがいずれも原則30デシベル以上であること  
 ○身体障害者手帳の交付対象でない  
 ○対象となる児童の世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円未満  
**助成額◆**購入費と、補聴器の基準価格(※)とを比較していずれか少ない方の額の3分の2  
 ※基準価格について詳しくは社会福祉課へ問い合わせてください。  
**申請に必要なもの◆**  
 ○申請書  
 ○医師の意見書(指定の医療機関で作成されたもの。様式は社会福祉課でお渡しします。)  
 ○補聴器の見積書(意見書の処方に基つき、指定の補聴器専門店で作成されたもの)  
 ○印鑑

### 生活の不安や心配ごとをお気軽に相談してください

### 生活困窮者への支援制度

福祉事務所 ☎823-9220  
☎823-9627

生活の不安や心配ごとをお気軽に相談してください。(生活困窮者への支援制度)  
 専門のスタッフが経済的な問題、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題でお困りの方の話を聴き、自立した生活を送ることができるように相談および支援を行います。

### 具体的な支援内容

**○自立相談支援**  
 相談支援員が生活上の問題・悩みを確認・整理し、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。  
**○住居確保給付金の支給**  
 離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、自立相談支援を受けながら就職に向けた活動をする条件に、一定期間、家賃相当額を支給します(限度額があります)。

### 海田町地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)の指定予定事業者の決定について

長寿保険課 ☎823-9609  
☎823-9627

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)の指定予定事業者について、次のとおり条件を付して決定しました。  
**指定予定事業者**  
**事業者名◆**(仮称)社会福祉法人 おおせと福祉会(有有限会社 大瀬戸ビル)  
**所在地◆**安芸郡熊野町出来庭2丁目18番11号  
 ※ただし、平成28年3月31日までに社会福祉法人の認可取得をすることを条件とする。

応募事業者 2事業者  
開設予定 平成29年4月

